

第1回豊川市制施行80周年記念事業市民会議 次第

日時 令和4年7月5日（火）午後2時から

場所 豊川市役所 本31会議室（本庁舎3階）

1 市長あいさつ

2 会長の選出及び副会長の指名

3 議事

（1）豊川市制施行80周年記念事業について

（2）豊川市制施行80周年記念事業の提案状況について

（3）キャッチフレーズの募集について

4 その他

豊川市制施行80周年記念事業市民会議 事務局

豊川市企画部企画政策課 担当：岩本・細井

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

電話 0533-89-2126 F A X 0533-89-2125

メール kikaku@city.toyokawa.lg.jp

**豊川市制施行80周年記念事業 市民会議
委員名簿**

令和4年7月5日現在

No.	役職	所属等		氏名 (敬称略)
1	委員	豊川商工会議所	専務理事	長谷川 完一郎
2	委員	一宮商工会 (市内商工会代表)	事務局長	豊田 雅章
3	委員	ひまわり農業協同組合	専務理事	伴野 雅章
4	委員	豊川市観光協会	専務理事兼 事務局長	平賀 菜由美
5	委員	豊川市老人クラブ連合会	会長	美馬 ゆきえ
6	委員	公益社団法人豊川文化協会	副会長	石黒 環美
7	委員	豊川市スポーツ協会	副会長	近藤 年文
8	委員	特定非営利活動法人 穂の国まちづくりネットワーク	代表理事	神谷 典江
9	委員	一般社団法人豊川青年会議所	理事長	滝下 豊
10	委員	公募	市民	杉浦 綾子
11	委員	公募	市民	橋本 記久子

1. 市制施行80周年に向けて

本市は、令和5年6月1日に市制施行80周年を迎えるため、令和5年度を中心に、市制施行80周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施します。

2. 実施期間

令和5年1月から令和6年3月まで（2か年度に渡る取組も対象とします）

3. 記念事業の基本方針

記念事業の実施にかかる基本方針を以下のとおりとします。

基本方針：もっと『元気なとよかわ』を目指す80周年

- 豊川市は東三河で唯一人口が増加しています。暮らしやすく「元気なとよかわ」が未来へ向かって、さらに飛躍・発展することを目指します。
- 記念事業は、「記念式典」、「市民参加事業」、「PR事業」の3つに分類して実施します。
- 市民参加事業については、これまで実施してきた事業を加速する取組、新たな事業のきっかけとなる取組、10年・20年先を見据えた取組など、以下の4つに掲げる事業を積極的に記念事業として位置付けます。

【事業①：移住・定住】移住・定住促進につながる事業

- ・公園の整備など子どもの成長に寄り添う取組

【事業②：子ども・若者】将来を担う子ども・若者の関心を惹く事業

- ・子ども・若者を主役にした取組
- ・従来、大人を対象としていた事業に子ども・若者が参加できるよう工夫した取組

【事業③：SDGs】SDGs達成に向けた事業

- ・社会的多様性への理解を深める取組
- ・AI等先端技術の活用による産業集積に向けた取組

【事業④：ふれあい】人々に癒しをもたらす事業

- ・豊かな自然を体験・体感できる取組
- ・市民のやさしさに触れられる取組

4. 実施形態

市民参加事業は、以下の2つの実施形態に分類します。

市主催等事業	市が主催する事業です。
協賛事業	各種団体が実施する事業です。以下の実施形態を想定しています。 ①団体が単独で主催する事業 ②複数の団体が共催する事業 ③団体と市が共催する事業 ④団体が市主催事業と協働する事業（市主催事業の磨き上げなど） ⑤80周年を記念しての寄附金や物品の提供

記念事業のイメージ

- **魅力発信**
 - 市内外の人が参加するイベント
 - とよかわブランドの発信
 - 市をPRする動画、画像等の作成
 - **愛着・つながり**
 - 市の歴史・文化に触れるイベント
 - 公園など市民に愛されている施設の活用
 - 幅広い世代の健康増進
 - **新しい世代**
 - 若者のアイデアを基にしたイベント
 - 若者に向け市の産業をPR
 - 子ども、若者が主役になる取組
 - **SDGs**
 - SDGsの理解を深めるイベント
 - 身近なSDGsへの取組を体験
 - 先端技術を活用した取組の紹介
- など



5. 留意事項

記念事業の実施にあたっては、以下の点に留意することとします。

- (1) 協働による効果的な取組を推進します
記念事業をより魅力的なものとして実施できるよう、様々なノウハウを持つ民間団体や企業、市民の皆様との連携の機会を大切にします。
- (2) 新たな日常に配慮した事業を意識します
新型コロナウイルスの感染拡大に伴う新たな生活様式に配慮した事業を展開します。
- (3) 記念事業を取りまとめた実施計画に掲載する各事業には、SDGsの全17の各ゴールを表示します。

6. 実施スケジュール

【令和4年】		
4月～6月	市主催事業及び協賛事業の提案依頼	
7月	第1回市民会議（記念事業の全体の方向性の検討）	
7月～10月	市主催事業、協賛事業及びキャッチフレーズ取りまとめ	
11月	第2回市民会議（記念事業及びキャッチフレーズの決定）	
12月	記念事業実施計画の作成	
【令和5年】	記念事業期間開始	実施期間 令和5年1月～令和6年3月
1月	記念式典（6月3日）	
6月		
【令和6年】	記念事業期間終了	
3月		

豊川市制施行80周年記念事業の提案状況について

1 記念事業の提案依頼

記念事業のうち、市民参加事業については、市主催等事業及び協賛事業として提案を依頼しています。10月に取りまとめを行い、第2回市民会議にて全事業を提示します。

実施形態	年月	提案依頼の内容
市主催等事業	令和3年8月	第1次提案を各課照会 ※別表1 記念事業一覧（市主催等事業）
	令和4年5月	第2次提案及び第1次提案の見直しを各課照会
協賛事業	令和4年4月～6月	協賛事業の提案を依頼 ※参考資料1 依頼団体一覧49団体

別表1 記念事業一覧（市主催等事業）

令和4年3月時点

No.	市民参加事業 カテゴリー	事業名	事業内容	担当課	年度	実施時期
1	①移住・定住	80周年記念PR映像制作	広報大使や市民の出演などによりオリジナリティに溢れ、多くの人を惹きつける映像を制作する。	秘書課	R4-5	—
2	①移住・定住	80周年記念市勢要覧	市制施行80周年記念の市勢要覧を発行する(シティプロモーション活動用にダイジェスト版も作成する)。	秘書課	R4-5	—
3	①移住・定住	赤塚山公園30周年記念事業	・赤塚山公園の施設リニューアルと民間活力を導入したことによる、リニューアルイベントを行う。 ・式典や環境保全の啓発活動、各種イベントを行う。	公園緑地課	R4-5	R5.5頃 R5.7頃
4	②子ども・若者	モノヒトシゴト博覧会(仮称)	現在、広報とよかわの連載記事「モノヒトシゴト」に掲載した企業等の紹介を行う。	秘書課	R4-5	R5.8頃
5	②子ども・若者	平和の語り部動画作成	海軍工廠空襲の体験者の話を収録したDVDを再編集し、YouTubeへ動画を公開する。	行政課	R4-5	—
6	④ふれあい	桜と四季の花々展	四季の花咲く展覧会を開催する。	文化振興課	R4-5	R5.3.18～ R5.4.9
7	④ふれあい	「とよかわ花マルシェ(仮称) (あいち花マルシェ2023プレステージ)」	豊川産の花のPR及び日本一の生産を誇る「花の王国あいち」をPRするイベント「とよかわ花マルシェ(仮称)」を開催する。	農務課	R4-5	R5.11.3～ R5.11.5
8	④ふれあい	令和5年度愛知県植樹祭	春の緑化強化期間の中心行事として、愛知県、公益社団法人愛知県緑化推進委員会、豊川市の共催により開催する。	農務課	R4-5	R5.5.20
9	④ふれあい	プラネタリウム記念番組の制作	豊川市の技術・天文に関する番組を制作する。	中央図書館	R4-5	R5.6～R6.3
		合計9事業				

豊川市制施行80周年記念事業
協賛事業依頼団体一覧

参考資料 1

No.	分類	団体名	備考
1	経済	豊川商工会議所	地方創生包括連携協定締結事業者
2	経済	一宮商工会（本宮まつり実行委員会）	
3	経済	音羽商工会	
4	経済	御津町商工会	
5	経済	小坂井商工会	
6	経済	ひまわり農業協同組合	地方創生包括連携協定締結事業者
7	経済	豊川市観光協会	
8	経済	（一社）東三河法人会	
9	安全	陸上自衛隊豊川駐屯地	
10	市民	（一社）豊川青年会議所	
11	市民	豊川ビジョンリサーチ	
12	市民	豊川ライオンズクラブ	
13	市民	豊川中ライオンズクラブ	
14	市民	豊川ロータリークラブ	
15	市民	豊川宝飯ロータリークラブ	
16	市民	（特非）穂の国まちづくりネットワーク	
17	市民	豊川市青年団協議会	
18	福祉	（公社）豊川市シルバー人材センター	
19	福祉	豊川市社会福祉協議会	
20	福祉	豊川市障害者（児）団体連絡協議会	
21	福祉	<u>豊川市老人クラブ連合会</u>	
22	子育て	豊川おやこ文化の会	
23	子育て	豊川市保育連絡協議会	
24	子育て	<u>私立幼稚園協会</u>	
25	文化	（公社）豊川文化協会	
26	文化	財賀寺	
27	平和	豊川市平和都市推進協議会	
28	平和	豊川市遺族連合会	
29	国際	（公財）豊川市国際交流協会	
30	環境	（特非）東三河自然観察会	
31	スポーツ	豊川市スポーツ協会	
32	スポーツ	<u>（株）フェニックス</u>	
33	企業	日本郵便（株）豊川郵便局	地方創生包括連携協定締結事業者
34	企業	豊川信用金庫	地方創生包括連携協定締結事業者
35	企業	<u>イオンモール（株）</u>	
36	企業	<u>加山興業（株）</u>	SDGs
37	企業	<u>（株）イトコー</u>	SDGs
38	企業	<u>あいおいニッセイ同和損害保険（株）</u>	地方創生包括連携協定締結事業者
39	企業	<u>損保ジャパン（株）あいち東支店</u>	地方創生包括連携協定締結事業者
40	企業	<u>国際航業（株）</u>	地方創生包括連携協定締結事業者
41	企業	<u>（株）トラジェクトリー</u>	地方創生包括連携協定締結事業者
42	企業	<u>明治安田生命保険相互会社</u>	地方創生包括連携協定締結事業者
43	企業	<u>大塚製薬（株）</u>	地方創生包括連携協定締結事業者
44	企業	<u>三井住友海上火災保険（株）</u>	地方創生包括連携協定締結事業者
45	企業	<u>（株）東海理化電機製作所</u>	地方創生包括連携協定締結事業者
46	企業	<u>コニカミノルタ（株）</u>	地方創生包括連携協定締結事業者
47	企業	<u>（株）スギ薬局</u>	地方創生包括連携協定締結事業者
48	企業	<u>中北薬品（株）</u>	地方創生包括連携協定締結事業者
49	企業	<u>（株）スカイピーク</u>	地方創生包括連携協定締結事業者

計49団体

下線、斜体の団体は今回の80周年記念事業にて新たに提案依頼を行う団体です。

豊川市制施行80周年記念キャッチフレーズの制定について

豊川市制施行80周年において様々な記念事業を実施するにあたり、市民の皆様に関心をもっていただけるよう、キャッチフレーズを募集し、制定します。

1 キャッチフレーズの募集

- (1) 募集期間 令和4年7月6日(水)から令和4年9月30日(金)まで
- (2) 募集方法 募集要項のとおり

2 キャッチフレーズの選定方法(案)

項目	実施内容
入選候補作品の選定	全作品を事務局にて予備審査し、10作品程度の入選候補作品を選定(10月当初)
入選作品の選定	入選候補作品から市民会議委員による投票を実施し、3作品の入選作品を選定(～10月中旬)
キャッチフレーズの選定	入選作品のうちから市民投票によりキャッチフレーズを選定 【市民投票の期間】 10月中旬～11月当初(2週間程度)
キャッチフレーズの制定	第2回市民会議において市民投票の結果を報告し、承認を得た上でキャッチフレーズを制定

豊川市制施行80周年記念キャッチフレーズ募集要項

1 目的

令和5年に市制施行80周年を迎える豊川市で、様々な記念事業を実施するにあたり、市民の皆様に親しみをもっていただけるよう、キャッチフレーズを募集するものです。

2 キャッチフレーズのテーマ

「もっと元気なとよかわ」

暮らしやすく元気なとよかわが未来へ向かってさらに飛躍・発展することを目指すものです。

3 応募資格

市内に在住、又は在勤・在学の個人あるいは団体

4 応募方法など

応募方法 (7/6から 受付開始)	<ul style="list-style-type: none">・あいち電子システムを利用したインターネット応募・応募箱へ投函・郵送 〒442-8601 豊川市諏訪1-1 企画政策課キャッチフレーズ募集係あて・FAX 0533-89-2125 企画政策課キャッチフレーズ募集係あて
記入事項	<ul style="list-style-type: none">(1) キャッチフレーズ(2) キャッチフレーズの意味・由来(3) 氏名(フリガナ)又は団体名(フリガナ)(4) 郵便番号(5) 住所(6) 年齢(7) 職業(会社名)又は学校名と学年(8) 連絡先(電話番号又はEメールアドレス)
応募点数	制限なし。ただし、1つの応募に作品1点とします。

5 応募期限

令和4年9月30日(金)午後5時必着 ※郵送の場合は、当日消印有効

6 賞

最優秀賞 1点(賞状 賞金3万円)

優秀賞 2点(賞状 賞金1万円)

※同一作品がある場合は抽選とします。

7 結果発表

- (1) 入選作品を11月に発表します。
- (2) 本人に直接連絡のうえ、授賞式（11月下旬予定）で賞品を授与します。

8 その他

- (1) 作品は未発表のものとしします。
- (2) 応募箱へ投函及び郵送、FAXでいただいた応募作品は、返却いたしません。
- (3) 入選作品に関する権利は、豊川市に帰属します。
- (4) 応募作品の著作権等に関する問題は、応募者の責任としします。
- (5) 応募用紙に記載された個人情報、本募集に関連する用途に限って使用し、法令に基づき適正な管理を行います。
- (6) 最優秀作品は、ポスターなどの啓発や記念事業に幅広く使用します。

9 応募先と問い合わせ先

〒442-8601 豊川市諏訪1-1

豊川市企画部企画政策課キャッチフレーズ募集係あて

TEL 0533-89-2126

FAX 0533-89-2125

豊川市制施行80周年記念キャッチフレーズ (応募期間：R4.7.6～R4.9.30 午後5時まで)

応募用紙

(1)	キャッチフレーズ	
(2)	キャッチフレーズの意味・由来	
(3)	氏名(フリガナ) 又は団体名(フリガナ)	
(4)	郵便番号	〒
(5)	住所	
(6)	年齢	
(7)	職業(会社名)又は 学校名と学年	
(8)	連絡先 (電話又はEメール アドレス)	

※応募にあたっては、募集要項をご確認ください。

※応募用紙に記載された個人情報は、本募集に関連する用途に限って使用し、法令に基づき適正な管理を行います。

この応募用紙を、応募箱(市役所本庁舎、一宮支所・音羽支所・御津支所・小坂井支所の各1階ロビーやブリオ窓ロセンターにあります。)に入れるか、郵送(〒442-8601 豊川市諏訪1-1)又はFAX(0533-89-2125)で企画政策課キャッチフレーズ募集係宛に送ってください。

インターネットから応募する場合、右記二次元コードを読み取って、あいち電子システムを利用してください。



豊川市制施行 80 周年記念事業市民会議設置要綱

(設置)

第 1 条 豊川市制施行 80 周年記念事業（以下「記念事業」という。）を、市民との協働により実施するために、豊川市制施行 80 周年記念事業市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 市民会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 記念事業の認定
- (2) 記念事業の実施計画の承認
- (3) その他記念事業の啓発に関すること

(組織)

第 3 条 市民会議は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民を代表する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 4 年 12 月 31 日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 市民会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、互選により委員のうちから定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 市民会議の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 市民会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は、企画部企画政策課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月12日から施行する。

豊川市制施行 80 周年記念事業市民会議の傍聴に関する取扱い

(趣旨)

第 1 条 この取扱いは、豊川市制施行 80 周年記念事業市民会議設置要綱第 6 条に規定する会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、所定の場所で自己の住所、氏名等を豊川市制施行 80 周年記念事業市民会議傍聴受付票（別記様式）に記入しなければならない。

(入場制限)

第 3 条 会長は、会議を開催する会場の都合により当該会議を傍聴することができる者の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第 4 条 傍聴人は、会議場内にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 原則として、写真、映画等の撮影又は録音等をしないこと。
- (3) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会長の指示)

第 5 条 傍聴人は、すべて会長の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第 6 条 傍聴人が第 4 条各号に掲げる事項に違反するときは、会長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させるものとする。

附 則

この取扱いは、令和 4 年 7 月 5 日から施行する。